2023年2月11日　於：日本キリスト教団大宮教会

宗教団体の活動の自由とその限界――旧統一教会の事例を素材として

芹澤　齊（青山学院大学名誉教授）

はじめに――若干のお断り

演の最初に、「信教の自由の保障と政教分離原則との関係」という憲法論上の一般的な事柄から始めることをおゆるしいただきたい。それは、稲正樹さんからこの講演の依頼を受けた段階で、少なくとも私は、「信教の自由の保障と政教分離原則との関係」という憲法論上の問題点を視野に取り込むこと、あるいは少なくとも「政教分離」の意味を正確に理解することが期待されていると受け止めたからである。

そうした後、「宗教団体の活動の自由とその限界」に関する一般論を展開したうえで、その一般論に照らして、旧統一教会が引き起こした各種の出来事を法的に評価してみたい。旧統一教会を「反社会的組織または集団」と一刀両断に切り捨てるのではなく、公正な論評をしたいからである。

第一部　信教の自由の保障と政教分離原則

１．信教の自由

（１）積極的信教の自由（＝唯一神信仰であれ多重信仰であれ、宗教を信じる自由）

① 既存の宗教・宗派もしくは新しい宗教・宗派に関する宗教的確信を内心に抱懷すること

② 信仰告白の自由

③ 宗教上の儀式の自由――儀式は信仰告白の一形態

④ 宗教上の集会・結社の自由

⑤ 布教の自由、宗教教育の自由

（２）消極的信教の自由（＝宗教を信じない自由）――欧米社会での無神論は長い間、否定の対象

２．国家と宗教との関係――一歴史的には、政教分離は比較的新しい原則であり、制度である。

（１）古典的国教制度（後述(2)-①-a）の弊害

① 国家による宗教利用 → 特定宗教と結びついた国家を忠誠の対象とするよう要求

② 宗教による国家（権力 or 権威）利用

ａ．国家によって公認された宗教という、信者獲得に向けて特殊に有利な地位の取得――複数宗教間の自由な競争を阻害

ｂ．国家公認の宗教による他宗教への圧迫

③ 国教とされた宗教自体の堕落の危険（？）

（２）現代の諸国家における国家と宗教との関係は、大別して３つの型に分類される。

① 国教制度（＝国家が特定の宗教を公認するという型）

ａ．当該特定宗教以外の他宗教に対して抑圧を加える型――イスラム教国にあっては多数派

ｂ．国教制度は採用するものの、他の宗教に対して寛容の態度をとる型――イギリス

② 政治（権力）と宗教の分離（＝政教分離、国教分離）――アメリカ合衆国、フランス、日本

ａ．一切の結合ないしかかわり合いが禁止されていると解する説（完全ないし絶対分離説）

ｂ．原則は分離だが、政治と宗教が一切かかわり合いをもたないという意味の「完全ないし絶対分離」は現実には困難であり（津地鎮祭訴訟最高裁判決 1977.7.13 の説くところによれば、「元来、政教分離規定は、いわゆる制度的保障の規定であって、信教の自由そのものを直接保障するものではなく、国家と宗教との分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由の保障を確保しようとするものである」と述べたうえで、「宗教は、信仰という個人の内心的な事象としての側面を有するにとどまらず、同時に極めて多方面にわたる外部的な社会事象としての側面を伴うのが常であって、この側面においては、教育、福祉、文化、民俗風習など広汎な場面で社会生活と接触することになり、そのことからくる当然の帰結として、国家が、社会生活に規制を加え、あるいは教育、福祉、文化などに関する助成、援助等の諸施策を実施するにあたって、宗教とのかかわり合いを生ずることを免れない」という。）、そのため例外的な場合として、国家と宗教の一定のかかわり合いは認められるべきと解する説（不完全ないし相対分離説）――ただし、この立場を採る場合、次の二通りの考え方に分かれる。

ア．厳格分離説――あくまでも政教分離が原則であり、例外として認められる場合は厳格に考えられるべきである。

イ．緩やかな分離説――政治と宗教の結合ないしかかわり合いを、いわゆる「目的効果基準」論によって、かなりの程度容認するので、分離の「原則」性は希薄になる。

③ ＜国家と宗教団体がそれぞれ固有の領域において独立性を承認＋競合事項（人の生死、結婚等）に関する政教条約の締結＞――ドイツ、イタリア

（３）政教分離の効果

① 国家の非宗教化・宗教的中立性もしくは世俗性（フランスで「ライシテ（laïcité）」）

② 宗教の私事化（＝信仰問題の個人化）

（４）政教分離規定の具体的内容

① 宗教団体の政治権力行使の禁止（第 20 条第 1 項）

② 宗教団体に対する特恵的取り扱いの禁止（第 20 条第 1 項）

③ 国家の宗教的活動の禁止（第 20 条第 3 項）

④ 宗教団体に対する公金支出等の禁止（第 89 条）

（５）＜政教分離は信教の自由のための制度的保障＞

① Ｃ．シュミットが唱えた、元来の「制度的保障」の理論とは、「法律の留保」を前提としつつ、憲法の保障する特定の、伝統的に確立されて来た制度の核心は法律をもってしても侵しえないとする考え方を指すが、そのような意味での、伝統的に確立されて来た「政教分離」の「制度」は、従来の日本には存在してこなかったので、＜政教分離＝制度的保障＞説でいうところの「制度としての政教分離」は、個人の信教の自由を保障するためのきわめて一般的な手段・制度を指すとしか解しようがない。

② その結果、憲法の規定する政教分離という一般的な制度の侵してはならない核心とは何かが、制度目的との関係で、問題となる。

ａ．制度目的を、個人の信仰への直接的圧迫（のみ）の防止と狭く理解するならば、制度の核心は、そのような結果を招来する国家（＝政治権力）と宗教とのかかわりあいの禁止と限定的に捉えられる、言い換えれば、そこまでには至らない程度の国家と宗教とのかかわりあいはかなり広く認められることとなる（＝緩やかな分離説）。

b．制度目的を、個人の信仰への直接的圧迫はいうまでもなく、国家が特定宗教に肩入れしているとのメッセージを伝える――それ以外の宗教を信ずる者にとって、当該社会の正統な構成員ではないとの印象を与えることにより、他宗教を信ずることに対して抑止的効果を生む――ような間接的・心理的圧迫までをも防止することにあると理解するならば、制度の核心は、国家と宗教とのかかわりあいの禁止はかなり厳格なものとなる（＝厳格な分離説）。

第二部　宗教団体の様々な活動とその限界

１．個人の信教の自由と宗教団体の信教の自由との一般的関係

（１）憲法の保障する個人の自由権の核心には、親や兄弟姉妹を含む外部からの拘束や干渉から解放されることが位置するから、原則として成人年齢に達した個人が、当該宗教団体の教義を理解し、自由な意思に基づいて入信し、その後も宗教団体の定める信者生活を送り、かつそうした信仰活動が、他者の生活や権利に悪影響を及ぼさない限り、周囲の反対の声よりも個人の信教の自由が優先されるべきであるということである。

（２）しかしながら、、人はある時期にそれまで満足してきたものや事柄――この場合には教義や信仰生活――にも、何らかのきっかけで疑念を抱くことが往々にして起こりうる。そうした場合、個人の側は宗教団体の拘束から免れるために脱会を決意するが、宗教団体の側はそう簡単に脱会を認めようとはしない。ここにおいて両者は衝突するが、信者個人の信仰生活と宗教団体の信教の自由を比較した場合、個人の尊重原理（憲法第13条）に基づく憲法秩序の下では、かつ各種の自由権の中でもとりわけ宗教は個人の人格形成にとって重要な意義を有することから、前者が優先されるのは当然であろう。したがって、出ていこうとする信者を拘禁状態に置くことなどは到底許されない。

（３）ただし、成年に達している場合には、普通の生活面で特別の配慮は必要とされないだろうが、未成年の場合には、当人の意向を尊重して信教生活を保障しながら、彼ないし彼女の現実の生活の面倒まで見る特別措置が必要とされるだろうということである。

（４）また、信仰上の衝突を経験した脱会者が、かつて帰属していた宗教団体を批判する事態はよく見られるが、こうした場合、宗教団体側はしばしばSLAPP訴訟（Strategic Lawsuits Against Public Participation）、すなわち団体批判を名誉毀損等ととらえて訴訟を提起し、高額の損害賠償請求を行うことで、批判的言論自体を封殺しようという訴訟戦略に訴えることがある。こうした動きに対しても適切な立法措置が講じられる必要があろう。

（５）信者と宗教団体の一般的関係について最後に確認しておくべきことは、親が子どもに対して負う養育上の責務から、その責任を果たせないほどの献金や信者活動を宗教団体側が要求することはできないということである。

２．宗教的活動とその資金源及び信者の負担

（１）　宗教的活動

①　布教・伝道活動――当該宗教団体に特有な信仰のありようを説いて信者を勧誘・獲得するための活動

② 獲得した信者を維持し、あるいは信仰を深める、いわば信者生活の続行のための活動――宗教色を帯びた集会の開催や儀式・行事の執行、それへの信者の従事

③ 上記二つの活動に関連し、その遂行に必要な宗教家や職員から成る組織・団体の結成と維持及び中心施設や修行場等の関連施設の建設と維持

（2）①～③のような宗教に関連する活動のためには多額の資金が必要となる。この資金集めのための手段・方法を宗教的色彩と財政的比重から考えると、

① 信者からの寄付

a．この資金集めにあたって、どの程度の負担を信者に課すかは各宗教団体にとって死活問題といってもよいほどに重大問題であるが、この決定は基本的には各宗教団体の内部自治に委ねざるをえないであろう。この内部自治が長期的視野に立って合理的に遂行されるならば、信者個人に課される過大な負担は信者の減少をもたらすであろうことを容易に予測できるから、過大負担は生ぜず、例えば信者の資産状況に応じた応分の負担割り当て等が採用されることになりそうである。

b．問題となるのは、そもそも団体自治が存在せず、教祖や少数の幹部による独断専行で事が決められたり、内部自治は存在しても、その失敗の結果、個別の信者にとって重すぎる負担が課せられる場合である。この場合、仮に当該信者が身の丈を超える負担に耐えてでも宗教上の義務を完遂すれば、信仰心が勝利した美談として語られ、信者個人に関する限り、憲法上の問題は生じない。しかし、このような事態は極めてまれであろう。

c．あるいは献金のための資金をねん出するために本来従事している仕事に加えてアルバイトに精を出すなど長時間労働を強いられる場合もあろう。

d．要するに、過度の負担は、当該宗教団体にとって利より害の方が多いのではなかろうか。

② 宗教儀式や行事の執行に対する報酬もしくは対価

③ 宗教団体や宗教施設の由来等を記した図書類の販売

④ 上記以外の資金調達活動は、以下の二つに大別される。

a．教育・医療・福祉等の事業のように宗教団体が行なうことが当該宗教への関心を呼び起こす可能性のある事業

b．休憩所等での飲食の提供や駐車場の経営のような一般的経済活動の性格が濃いもの

2．政治的活動

（1）特定の宗教団体もしくは宗教団体の連合体が、自らの政治的思想・信条もしくは世界観等を実現するために政党を結成することは憲法上禁じられてはいない。それは政治的結社の自由に属するからである。ただし、その政党が政治権力を行使しうる地位に達した場合には、政教分離の原則が適用されなければならない。同様に、特定の宗教団体もしくは宗教団体の連合体が、自らの政治的思想・信条もしくは世界観等を実現してくれそうな政党を支持し、その活動に協力すること（政治献金や選挙における投票も含まれる。）や特定の政策への賛否を表明することも憲法上禁止されてはいない。なぜならば、それらは特定の信仰を有する者の政治的表現の自由の行使だからである。

（2） しかし、個人にとって特定の宗教を信仰することと、特定の政治的思想・信条等を有することとは別の事柄に属するから、各人は宗教団体の政治的決定に従わなければならないわけではない（憲法第19条参照）。

３．経済的活動

（１）宗教団体が、宗教的側面を前面に出してであれ、当該団体とは一線を画した友好団体としてであれ、あるいは宗教団体としての顔を隠してであれ、出版業や不動産業その他各種の経済活動を行うことは、それが「公共の福祉に反しない限り」、また、関連する法令により禁止されているものでない限り、「営業の自由」として憲法上保障されている（憲法第 22 条第 1 項「何人も、公共の福祉に反しない限り、……職業選択の自由を有する」参照）。

（２）そして、その行う経済活動が、他者に害を及ぼした場合には、通常の民事・刑事上の責任を負うことになる。

４．社会的活動――この種の活動に対しては概して評判はよい。

（１）学校教育事業

（２）医療事業

（３）福祉・慈善事業

（４）その他

第三部　旧統一教会の活動の何が問題か？

１．名称の問題と実体不詳の多数の友好団体の存在

（１）韓国発祥で、文鮮明を初代教祖とする宗教団体の設立当初の名称は「世界基督教統一神霊協会」であり、これを略して「統一協会」と呼んだ。

（２）この「統一協会」は、「霊感商法」に関連して、社会的に問題視されるような物品販売は今後しないとの「コンプライアンス宣言」(2009 年)を発し、さらにおそらくは過去の問題行動との訣別を公式に承認してもらうために宗教法人の名称変更を申請し、ようやく認証され(2015 年)、現在は「世界平和統一家庭連合」に改称している（この改称問題と自民党との関係が問題視）が、問題点は過去から現在まで一貫しているとの認識が共有されているため、「旧統一教会」の名称が用いられてきている。

（３）この団体は、おそらくその正体を偽装するため非常に多くの友好団体と関係をもっている。

２．旧統一協会の宗教的活動の問題点

（１）宗教上の教義

① 絶対的な権威を有する教祖としての文鮮明という存在――死後も［生き神］扱い

② 日本は韓国に従うべきという国家関係観

（２）入信・勧誘活動並びに信者生活の続行と「霊感商法」

① いわゆる「霊感商法」とは、旧統一教会の会員・信者を名乗る者が超自然的な「霊感」「霊能」を備えているように振る舞い、相手方の心理的不安等――多くの場合、先祖の因縁や悪霊の存在に起因するとされる――につけこみ、壺・多宝塔・数珠・印鑑等の物品を高価で買い取らせて宗教的平安を手に入れさせる､つまりは自律的･合理的な判断力を奪った状態で、物品の価値を原価に照らして大幅に底上げして購入させ、自らは大きな利益を上げるという

商行為と宗教的活動とが混じりあったものである。

② そのようにして編み出された「霊感商法」は、その後の信者の引き留めや信仰を証するための献金・布教活動等にも効果があったであろう。

（3）「合同結婚式」――教祖が信者同士を「神の配慮」の名の下に本人同士の合意なく決定し、それに従って集団で婚姻の儀式が行われる、反個人主義的「祝福結婚」観。これもまた信者生活の続行に一役かったであろう。

（4）合理的な判断力の欠如状態

① 霊感商法や合同結婚式の効果の元をたどると一種のマインドコントロールが働いていたと考えられ、そこには信者の信教の自由を侵害する要素が含まれていたといえる。というのは、信教の自由が個人に保障されているといいうるためには、ある個人が世に数多ある宗教のうちから特定の宗教を選び取る際、自由な意思と合理的な判断力が不可欠だからであるにもかかわらず、心理的不安を煽り、場合によっては威迫的言辞をもってする霊感商法を新しい信者の獲得手段としたことは、相手方個人の信教の自由の核心部分を侵害しているといわざるをえない。

② とはいっても、入信の入り口での問題が宗教団体と信者の関係を完全に無にするわけにはいかないだろう。一時的な精神の錯乱状況から醒めた後に、かれらが当該宗教団体の信者としての生活に満足するならば、当初の瑕疵は治癒されると考えてもよさそうである。

③ 問題は、正常な判断力を取り戻して、霊感商法による物品購買契約を解消したい、換言すれば、財産(権)を取り戻したい、ひいては旧統一教会と縁を切りたいと考える人々の救済である。この点については、被害の拡大と救済の必要を唱える声が大きくなり、2000 年に制定された消費者契約法や今年の 1 月 5 日から施行された「不当寄付勧誘防止法」（被害者救済新法）等により、立法の不備は改善の方向に向かっているが、被害者や被害者弁護団の声を聴くと、まだまだ生ぬるいとの評価も聞こえる。

（5）信者に課される過大な負担

① 信者に対する高額の寄付金要請――高額の負担金は、信者家庭の財産権を毀損し、程度によっては財産権収奪とでもいうべき事態さえ考えられる。安部元首相銃撃事件の容疑者の家庭はまさにそうした状態にあったとさえいえるのである。

② 旧統一教会はこの限界を逸脱してまで信者に献金活動を課していたといわざるをえない。

③ また、負担は経済的なものに限られない。布教活動やその他の活動に駆り出された場合、そのしわ寄せは本人の身体・精神のみならず家族、特に子どもに及ぶ。

（5）信者の負担と家庭生活に及ぼす影響――家庭崩壊

① 「信者二世」・「宗教二世」の問題

a. 親が信者で、親に感化されて自然に同一宗教の信者となった子ども(以下「信者 2 世」。特に、合同結婚式を挙げた両親から生まれた 2 世は「祝福２世」と呼ばれるようである。)の場合、かれらは、自由な意思と理解力を前提とした、本来の意味での信教の自由を行使していない。このまま信者生活を続けるならば、信教の自由の保障が与えられないままに「信者 2 世」として成長してしまったことになるのである。⇒信教の自由の侵害

b. 「信者 2 世」であったが、あるきっかけから教義や信仰生活に懐疑の念を抱き、心理的葛藤の末、当該宗教の信者であることをやめたいと考える子どもの場合、このような子どもは、信者たる親との関係では子どもであるのだが、いわば独立した個人として信教の問

題に向き合っているのである。したがって、これまでとは異なる信仰を選び取った場合は、年齢に関係なく当人の意向が優先されるべきであろう。なぜなら、繰り返しになるが、信教の自由は、個人の自由意思に基づく信仰・不信仰の自由をその核心に有するからである。

c.親を選べずに生を享け、ましてや親の信仰に積極的に関与することのできない子どもは、親が自らの信仰生活にのめり込みすぎた結果、親からネグレクトされ、あるいは邪魔な存在として虐待される。つまり、通常の親子関係すら結ばれていない、いわゆる「宗教2世」の問題がある。このような子どもを生み出すことは宗教問題を離れても許されることではないが、ましてや建前としてであっても「平和な家庭」像を理想として掲げる旧統一教会がこのような子どもを生み出しているとしたら、教義や理想とこれほど隔絶した宗教はないとと評価せざるをえない。

d．いずれにしても、子どもに生存権や教育を受ける権利があり、親には子どもの生存を保障し、その能力の発展を助け、人格権の中心的地位を占める自己決定権、具体的には自己の生活設計をする権利を保障する責務があるということである。この責務を放棄させるほどに宗教団体が親に高額の献金を含む信仰活動を要求することは限界を逸脱しているといわざるをえない。ところが旧統一教会がやってきたことはまさにそういう限界逸脱行為の積み重ねであったといえよう。

e．ただし、このような事例では、親子関係の断絶という犠牲を払うことが求められることが多く、特に未成年の子がこのような状態に立ち至った場合には、何らかの保護措置――例えば、親との同居を解消できるような施設への隔離・収容等――が必要となろう。

3．旧統一協会の自民党との蜜月関係――共有する政治思想・世界観等

（1）政治的信条としての「反共産主義」

（2）伝統的な家族・家庭観の保持

（3）憲法改正推進

4．宗教法人の解散請求について

（1）宗教法人とは、ある宗教団体が一定の要件を充足して所轄庁から「法人格」を認証された場合の資格であり、その「公益性」のゆえに税制上の優遇措置その他の特恵的地位を享受することができる。このことは逆に、宗教法人格取得の要件に明白に反するような活動をした宗教法人はその資格剥奪を意味する解散が認められる場合もあるということである。それについては宗教法人法第43条第2項5号に「第81条第1項の規定による裁判所の解散命令」の規定があり、それをうけて、裁判所が解散を命ずることができる事由として、第81条第2項1号には「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」が定められている。

（2）しかし、この解散命令を許容する事由は一般的基準としては極めてあいまい不明確であって、だからこそ解散命令が判例法上認められたのは、刑事事件の有罪判決が確定していたオウム真理教団と明覚寺の2例に過ぎないのである。

（3）この解散命令の要件の不明確さに関連して、旧統一教会に対してしばしば浴びせられる「反社会的団体ないし組織」という非難の言葉について一言しておきたい。多くの人々から非難される活動＝「反社会的」活動として宗教団体規制が正当化されるならば、それは将来にわたって大きな禍根を残すことになろう。なぜなら、規制要件があいまい不明確であるということは、

濫用の危険があるということを意味する。そして、これらの漠然不明確な概念の濫用は政権に批判的な表現活動を行う組織や団体に向けられる虞が極めて強いということは歴史が示しているからである。

したがって、講演者は、このような不明確な概念の下での解散命令には反対である。もし旧統一教会の解散がどうしても必要だというのであれば、解散事由の要件をもっと明確にし、要件該当性の有無がもっと客観的に行いうる法改正がなされてしかるべき後に解散命令が出されるべきであろう。

参照条文

〈日本国憲法〉

第 19 条：思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条第１項：信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

第２項：何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

第 3 項：国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条第１項：集会、結社及び言論。出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

第 89 条：公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

〈宗教法人法〉

第 1 条第１項：この法律は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする。

第２項：憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従って、この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基いて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない。

第 2 条：この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

1 号：礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体

2 号：前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体

第 81 条第 1 項：裁判所は、宗教法人について左の各号の一に該当する事由があると認めたときは、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その解散を命ずることができる。

1 号：法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。

2 号：第 2 条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと又は 1 年以上にわたってその目的のための行為をしないこと。(3 号以下略)